

宇土市特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例をここに公布する。

令和8年9月4日

宇土市長

光井 正孝

宇土市条例第31号

宇土市特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する特定非常災害をいう。以下同じ。）の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長及び履行されなかった義務に係る免責について定めるものとする。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第2条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）（以下「条例等」という。）の施行に関する事務を所管する市の機関（同法第2編第7章に基づいて設置される市の執行機関及び宇土市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第10号）第4条第2項に規定する上下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であってその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であってその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、当該特定非常災害に係る延長期日（法第3条第1項に規定する延長期日をいう。以下同じ。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

(1) 条例等に基づく行政庁の処分（当該特定非常災害に係る特定非常災害発生日（法第2条第1項に規定する特定非常災害発生日をいう。以下同じ。）以前に行ったものに限る。）により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が当該特定非常災害発生日以後に満了するもの

(2) 条例等に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する市の機関等（市の機関及びこれらに置かれ、又はこれらの管理に属する機関をいう。）に求めることができる権利であって、その存続期間が当該特定非常災害に係る特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる条例等の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第1項の規定による延長の措置のほか、同項第1号の行政庁又は同項第2号の市の機関等（以下「行政庁等」という。）は、第1項の特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、当該特定非常災害に係る延長期日までの期日を指定し

てその満了日を延長することができる。

- 4 第1項又は前項の規定による満了日の延長の措置を第1項の特定非常災害に係る延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第1項の市の機関又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる条例等の条項ごとに新たに規則で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の条例等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第3条 特定非常災害に係る免責期限（法第4条第1項に規定する免責期限をいう。以下同じ。）が定められた場合において、当該特定非常災害に係る特定非常災害発生日から当該免責期限が到来する日の前日までに条例等に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）が当該免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が当該特定非常災害により履行されなかったことについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下「責任」という。）は問われないものとする。

- 2 前項に定める免責の措置を前項の特定非常災害に係る免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、規則で、特定義務の根拠となる条例等の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。この場合において、当該特定義務が当該期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が当該特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の条例等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年8月7日以後に法第2条第1項の規定により指定された特定非常災害について適用する。
(平成28年熊本地震等による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の廃止)
- 2 平成28年熊本地震等による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（平成28年条例第28号）は、廃止する。